

第 36 号議案

神戸市立体育施設条例及び神戸市立文化センター条例の一部を改正する条例の件

神戸市立体育施設条例及び神戸市立文化センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 6 月 11 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立体育施設条例及び神戸市立文化センター条例の一部を改正する条例

(体育施設条例の一部改正)

第 1 条 神戸市立体育施設条例 (平成 8 年 3 月条例第 53 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分 (以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。) 及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分 (以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前														
(名称等) 第 2 条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>神戸市立西体育館</td><td>[略]</td></tr><tr><td>神戸市立港島南球技場</td><td>神戸市中央区港島南町 3 丁目 7 番</td></tr></tbody></table>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市立西体育館	[略]	神戸市立港島南球技場	神戸市中央区港島南町 3 丁目 7 番	(名称等) 第 2 条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>神戸市立西体育館</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市立西体育館	[略]
名称	位置														
[略]	[略]														
神戸市立西体育館	[略]														
神戸市立港島南球技場	神戸市中央区港島南町 3 丁目 7 番														
名称	位置														
[略]	[略]														
神戸市立西体育館	[略]														
(事業)	(事業)														

第3条 [略]

2 神戸市立東灘体育館，神戸市立須磨体育館，神戸市立垂水体育館及び神戸市立港島南球技場は，市民のスポーツ等の利用に供する。

(使用料)

第6条 体育施設（神戸市立ポートアイランドスポーツセンターを除く。次項において同じ。）の使用料は，別表第1から別表第5までのとおりとする。

2 [略]

(利用料金)

第9条の2 [略]

2 神戸市立ポートアイランドスポーツセンターについて第4条第1項の許可を受けた者は，別表第6に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3～5 [略]

附 則

1, 2 [略]

(指定管理者不在等期間におけるポートアイランドスポーツセンターの管理に関する業務)

3 神戸市立ポートアイランドスポーツセンターにつき市長が指定管理者の指定を取り消し，指定管理者が解散し，

第3条 [略]

2 神戸市立東灘体育館，神戸市立須磨体育館及び神戸市立垂水体育館は，市民のスポーツ等の利用に供する。

(使用料)

第6条 体育施設（神戸市立ポートアイランドスポーツセンターを除く。次項において同じ。）の使用料は，別表第1から別表第4までのとおりとする。

2 [略]

(利用料金)

第9条の2 [略]

2 神戸市立ポートアイランドスポーツセンターについて第4条第1項の許可を受けた者は，別表第5に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3～5 [略]

附 則

1, 2 [略]

(指定管理者不在等期間におけるポートアイランドスポーツセンターの管理に関する業務)

3 神戸市立ポートアイランドスポーツセンターにつき市長が指定管理者の指定を取り消し，指定管理者が解散し，

その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時（以下「指定管理者不在等開始時」という。）からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における別表第6第2号の表備考3及び4の規定の適用については、別表第6第2号の表備考3及び4中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

4, 5 [略]

その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時（以下「指定管理者不在等開始時」という。）からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における別表第5第2号の表備考3及び4の規定の適用については、別表第5第2号の表備考3及び4中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

4, 5 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		
別表第5 神戸市立港島南球球場の使用料（第6条関係）		
(1) 球球場の使用料		
	使用区分	使用料（1時間につき）
全面使用	平日	1,800円
	土曜日、日曜日及び休日	2,100円
半面使用	平日	900円
	土曜日、日曜日及び休日	1,050円
備考		
1 この表において、「平日」とは土曜日、日曜日及び休日以外の日を、「休日」とは国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。		
2 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。		
(2) 駐車場の使用料		
	区分	使用料（1時間につき）
乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車		150円
	乗車定員11人以上の普通自動車	450円
備考 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。		
別表第6 [略]		

改正前
別表第5 [略]

第2条 神戸市立体育施設条例の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後	第2条による改正前																
<p>(名称等)</p> <p>第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">神戸市立垂水体育館</td> <td style="text-align: center;">神戸市垂水区平磯1丁目1700番</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用料)</p> <p>第6条 体育施設（神戸市立ポートアイランドスポーツセンターを除く。次項において同じ。）の使用料は、別表第1から別表第6までのとおりとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(利用料金)</p> <p>第9条の2 [略]</p> <p>2 神戸市立ポートアイランドスポーツセンターについて第4条第1項の許可を受けた者は、別表第7に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認</p>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市立垂水体育館	神戸市垂水区平磯1丁目1700番	[略]	[略]	<p>(名称等)</p> <p>第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">神戸市立垂水体育館</td> <td style="text-align: center;">神戸市垂水区旭が丘2丁目1番22号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用料)</p> <p>第6条 体育施設（神戸市立ポートアイランドスポーツセンターを除く。次項において同じ。）の使用料は、別表第1から別表第5までのとおりとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(利用料金)</p> <p>第9条の2 [略]</p> <p>2 神戸市立ポートアイランドスポーツセンターについて第4条第1項の許可を受けた者は、別表第6に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認</p>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市立垂水体育館	神戸市垂水区旭が丘2丁目1番22号	[略]	[略]
名称	位置																
[略]	[略]																
神戸市立垂水体育館	神戸市垂水区平磯1丁目1700番																
[略]	[略]																
名称	位置																
[略]	[略]																
神戸市立垂水体育館	神戸市垂水区旭が丘2丁目1番22号																
[略]	[略]																

を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3～5 [略]

附 則

1, 2 [略]

(指定管理者不在等期間におけるポートアイランドスポーツセンターの管理に関する業務)

3 神戸市立ポートアイランドスポーツセンターにつき市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時(以下「指定管理者不在等開始時」という。)からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間(以下「指定管理者不在等期間」という。)における別表第7第2号の表備考3及び4の規定の適用については、別表第7第2号の表備考3及び4中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

4, 5 [略]

を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3～5 [略]

附 則

1, 2 [略]

(指定管理者不在等期間におけるポートアイランドスポーツセンターの管理に関する業務)

3 神戸市立ポートアイランドスポーツセンターにつき市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時(以下「指定管理者不在等開始時」という。)からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間(以下「指定管理者不在等期間」という。)における別表第6第2号の表備考3及び4の規定の適用については、別表第6第2号の表備考3及び4中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

4, 5 [略]

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後

別表第1 神戸市立東灘体育館及び神戸市立須磨体育館の使用料（第6条関係）

(1) 大会等による全面使用又は全部使用の場合

使用時間	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時30分まで)	夜間 (午後5時から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	終日 (午前9時から午後9時まで)	時間超過使用料 (1時間につき)
使用区分	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
体育室	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

(2) [略]

(3) 前2号に掲げる使用以外の使用の場合

使用区分	1時間につき	使用者	幼児, 小学生, 中学生及び高校生	一般の者
			競技場	全面
		3区画に区分したうちの1区画	200円	400円
体育室	全面		300円	500円

備考 [略]

別表第4 神戸市立垂水体育館の使用料（第6条関係）

(1) 大会等による全面使用又は全部使用の場合

第2条による改正前

別表第1 神戸市立東灘体育館、神戸市立須磨体育館及び神戸市立垂水体育館の使用料（第6条関係）

(1) 大会等による全面使用又は全部使用の場合

使用時間	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時30分まで)	夜間 (午後5時から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	終日 (午前9時から午後9時まで)	時間超過使用料 (1時間につき)
使用区分	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
体育室(神戸市立垂水体育館にあっては、第1体育室)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立垂水体育館の第2体育室	700円	900円	800円	1,600円	1,700円	2,400円	350円

備考 [略]

(2) [略]

(3) 前2号に掲げる使用以外の使用の場合

使用区分	1時間につき	使用者	幼児, 小学生, 中学生及び高校生	一般の者
			競技場	全面
		3区画に区分したうちの1区画	200円	400円
体育室(神戸市立垂水体育館にあっては、第1体育室)			300円	500円
神戸市立垂水体育館の第2体育室		全面	150円	200円

備考 [略]

使用区分	使用時間							時間超過使 用料 (1時間に つき)
	午前 (午前9時 から正午ま で)	午後 (午後1時 から午後5 時まで)	夜間 (午後5時 30分から 午後9時ま で)	午前・午後 (午前9 時から午後 5時まで)	午後・夜間 (午後1 時から午後 9時まで)	終日 (午前9 時から午 後9時まで)		
競技場	円 6,200	円 8,200	円 7,200	円 13,000	円 13,900	円 18,400	円 3,100	
第1体育室	円 4,700	円 6,300	円 5,500	円 9,900	円 10,600	円 14,000	円 2,400	
第2体育室	円 2,000	円 2,600	円 2,300	円 4,100	円 4,400	円 5,900	円 1,000	
多目的室	円 700	円 900	円 800	円 1,400	円 1,500	円 2,000	円 350	

備考 超過使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。

(2) 個人使用の場合

使用区分	使用者	
	小学生、中学生及び高校 生	一般の者
第1体育室、第2体育室及び多目 的室	1人2時間につき	150円
トレーニング室	1人1回につき	300円

備考

1 この表において「一般の者」とは、小学校就学前の者、小学生、中学生及び高校生以外の者をいう。

2 使用時間に2時間未満の端数が生じたときは、2時間として計算する。

(3) 前2号に掲げる使用以外の使用の場合

使用区分	1時間につき	使用者	
		幼児、小学生、中学生 及び高校生	一般の者
競技場		全面	1,000円
		片面	500円
		4区画に区分したうちの 1区画	250円
		6区画に区分したうちの 1区画	150円
第1体育室		全面	600円
		3区画に区分したうちの 1区画	200円
第2体育室		全面	300円
多目的室		全面	150円

備考

1 この表において「幼児」とは3歳以上の者で小学校就学前のものを、「一般の者」とは小学校就学前の者、小学生、中学生及び高校生以外の者をいう。

2 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。

別表第 5 [略]

別表第 6 [略]

別表第 7 [略]

別表第 4 [略]

別表第 5 [略]

別表第 6 [略]

(文化センター条例の一部改正)

第3条 神戸市立文化センター条例(昭和56年8月条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表第1 (第4条関係)	
センター	施設
〔略〕	〔略〕
垂水区文化センター	大ホール 会議室 講習室 料理教室 美術室 多目的ホール 木工工芸室 音楽練習室 和室 ギャラリー 青少年コーナー ロビーその他の便益施設
〔略〕	〔略〕

備考 〔略〕

別表第2 (第10条関係)

(1) 施設の使用料金

ア～サ 〔略〕

シ 垂水区文化センター

施設			利用料金 (単位 円)								
名称	面積 (単位 平方メートル)	定員 (単位 人)	専用使用の場合								個人使用の場合
			午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後5時から午後9時まで)	終日 (午前9時から午後9時まで)	時間外 (午前9時から午後1時につき)		
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
和室	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

ス 〔略〕
(2) 〔略〕

改正前

別表第1 (第4条関係)	
センター	施設
〔略〕	〔略〕
垂水区文化センター	大ホール 会議室 講習室 料理教室 美術室 多目的ホール 木工工芸室 音楽練習室 和室 体育館 トレーニング室 ギャラリー 青少年コーナー ロビーその他の便益施設
〔略〕	〔略〕

備考 〔略〕

別表第2 (第10条関係)

(1) 施設の使用料金

ア～サ 〔略〕

シ 垂水区文化センター

施設			利用料金 (単位 円)								
名称	面積 (単位 平方メートル)	定員 (単位 人)	専用使用の場合								個人使用の場合
			午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後5時から午後9時まで)	終日 (午前9時から午後9時まで)	時間外 (午前9時から午後1時につき)		
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
和室	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
体育館	562		4,400	5,800	5,100	9,200	9,900	13,000	1,500		
バドミントンコート			1面	2時間につき	700						
卓球台			1台	2時間につき	300						
トレーニング室	210		9,000	12,000	10,500	18,900	20,300	26,800	3,000	1人2時間につき300	

ス 〔略〕
(2) 〔略〕

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項及び附則第4項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、神戸市立港島南球技場の供用を開始する日は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日とする。
(準備行為)
- 3 第1条の規定による改正後の神戸市立体育施設条例（以下この項において「第1条新条例」という。）を施行するために必要な神戸市立港島南球技場に係る第1条新条例第4条の許可、第1条新条例第6条の使用料の収受、第1条新条例第16条の指定管理者の指定その他必要な行為は、第1条新条例の施行の日前においても、第1条新条例の規定の例によりすることができる。
- 4 第2条の規定による改正後の神戸市立体育施設条例（以下この項において「第2条新条例」という。）を施行するために必要な神戸市立垂水体育館に係る第2条新条例第4条の許可、第2条新条例第6条の使用料の収受その他必要な行為は、第2条新条例の施行の日前においても、第2条新条例の規定の例によりすることができる。

理 由

神戸市立垂水体育館の移転等に当たり、条例を改正する必要があるため。